

1. 商品名	・ 普通預金
2. 販売対象	・ 法人および個人
3. 期間	・ 定めなし
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 随時預入 ・ 1円以上(新規預入時は100円以上) ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 随時払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 課税方法	・ 毎日の店頭表示の利率を適用します。(店頭またはホームページでご確認ください。) ・ 毎年2月と8月の当行所定の日に支払います。 ・ 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算。 ・ 法人のお客さま・・・総合課税 個人のお客さま・・・20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、住民税5%)(注) (注)平成25年1月1日から受け取る利息には、復興特別所得税が追加的に課税されることになりました。
7. 手数料	・ この預金は、最後のお預入れまたは払戻し(当該普通預金お利息への元本組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しを除きます。)から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない場合、未利用口座としてお取扱いします。(総合口座を含みます。) ・ 未利用口座の対象となった場合、事前に文書にてお届けの住所にご案内させていただき、一定期間(約3か月)経過後もお取引がない場合に、年間1,320円(税込)の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。 ・ 次の場合は未利用口座の対象外です。(手数料は必要ございません) ① 当該口座の残高が1万円以上である場合 ② お借入がある場合 ③ 同一支店(同一顧客番号)で他に金融資産(普通預金を除き、定期預金、積立定期預金、定期積金、財形預金、投資信託、外貨預金、国債等)が1円以上ある場合 ※盗難、紛失などご利用を停止されている口座も未利用口座管理手数料の対象となりますのでご注意ください。 ・ 残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、お客様の口座残高を以て未利用口座管理手数料の一部として充当し、何らの通知をすることなく自動的に解約させていただきます。 ※口座残高以上のご負担はございません。 ※口座を自動解約させていただいた後の、お客様のお手続きは一切ございません。 ・ 対象となる口座は、令和2年4月1日以降に開設されたすべての口座に適用されます。
8. 付加できる特約条項	・ 個人のもは総合口座による当座貸越ができます。 (貸越極度額は担保定期預金の90%以内(千円単位)または500万円以下。 貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率) ・ 個人のもはマル優の取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	-
10. その他参考になる事項	・ 決済用普通預金への変更ができます。(窓口迄お申し出ください。)
11. 預金保険法による保証	・ 本商品は預金保険の対象ですが、全額保護の対象ではありません。 (預金保険制度により保護される他の預金と合計して、預金者一人あたり一金融機関毎に元本1,000万円迄とその利息が保護されます。)
12. 当行が契約している指定紛争解決機関	・ 一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 0570-017109または03-5252-3772 受付日 月～金曜(銀行の休業日を除きます。) 受付時間 午前9時～午後5時